

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 差押処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(東京国税局長)

令和4年10月26日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年4月14日判決、本資料272号・順号2022-9)

判 決

控訴人(原審原告)	特定非営利活動法人X
同代表者理事	A
同訴訟代理人弁護士	鶴見 祐策
同	山田 大輔
被控訴人(原審被告)	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
処分行政庁	東京国税局長 重藤 哲郎
被控訴人指定代理人	大村 郷一
同	濱辺 希
同	尾形 信周
同	大西 浄子
同	渡邊 一洋

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 東京国税局長が、平成30年7月17日付けで控訴人に対してした、原判決別紙2「物件目録」記載1及び2の各土地を差し押さえる旨の処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要(略称は、原判決のものを用いる。)

- 1 本件は、控訴人代表者であるA(A)から原判決別紙2「物件目録」記載1及び2の土地(本件各土地)につき所有権移転登記を受けた控訴人が、東京国税局長(処分行政庁)から、Aが滞納する原判決別紙3「租税債権目録」記載の国税(本件滞納国税)につき、国税徴収法(令和3年法律第11号による改正前のもの。)39条の第二次納税義務者に当たるとして同法32条に基づく納付告知処分(本件納付告知処分)を受け、さらに、その滞納処分として同法47条及び68条に基づく本件各土地の差押処分(本件差押処分)を受けたため、被控訴人を相手に、本件差押処分の取消しを求めた事案である。

- 2 原審は、本件各土地を売買により取得したのはAであり、Aは自身が所有する本件各土地を寄附により控訴人に無償で譲渡したものと認められるから、無償譲渡等の不存在を理由に本件納付告知処分が無効であるということはできず、本件納付告知処分を前提としてされた本件差押処分は適法であると判断して、控訴人の請求をいずれも棄却した。控訴人は原判決を不服として控訴した。
- 3 関係法令、前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1から3（原判決別紙5を含む。）までに記載のとおりであるからこれを引用する。
 - (1) 原判決2頁10行目の「別紙4」を「原判決別紙4」と改める。
 - (2) 原判決3頁14行目の「別紙2」を「原判決別紙2」と改める（以下、同じ。）。
 - (3) 原判決4頁13行目の「別紙3」から「。」までを「本件滞納国税。」と改める。
 - (4) 原判決5頁3行目の「差押登記」の次に「(千葉地方法務局成田出張所同日受付第●●号)」を加える。
 - (5) 原判決5頁10行目の「当事者の主張」を「争点に関する当事者の主張」と改める。
 - (6) 原判決5頁12行目の「別紙5」を「原判決別紙5」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件差押処分は適法であり、同処分の取消しを求める控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1から3までに記載のとおりであるからこれを引用する。
 - (1) 原判決7頁12行目ないし13行目にかけての「平成24年分の固定資産税清算金」を「平成24年度分の固定資産税精算金」と改める。
 - (2) 原判決8頁9行目の「12月」の次に「及び平成30年3月」を加える。
 - (3) 原判決8頁21行目の「事業報告書」を「特定非営利活動に係る事業報告書」と改める。
 - (4) 原判決11頁1行目の「につき、」の次に「自己を債務者とする抵当権を設定した後、」を加える。
 - (5) 原判決12頁8行目から9行目にかけての「照らせば、」の次に「本件売買契約書の買主の名義にかかわらず、」を加える。
 - (6) 原判決13頁4行目の「矛盾するものであり、」から同頁5行目の末尾までを次のとおり改める。
「矛盾する。」

控訴人は、さらに、本件各土地につき財産目録に記載していなかったのは記載漏れがあったにすぎず、定款の記載や理事会の手續などの控訴人の内部的な手續の不備は本件売買の効力には影響しない旨、別件土地を売却したのは、本件売買の後、事情が変わり、Aが売却せざるを得なかったにすぎない旨を主張する。しかし、原判決を補正の上引用したとおり、本件各土地が控訴人の財産目録に記載されていないこと、本件各土地の取得につき控訴人において理事会の手續等の内部的な手續を行った形跡がないことは、控訴人が本件売買により本件各土地を取得していないという事実を推認させるに足るものである。また、控訴人の主張によれば、本件売買により本件売買土地を取得したのは控訴人であるのに、控訴人ではなく、Aの事情により別件土地を売却せざるを得なくなったというのは不自然である。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。」

(7) 原判決13頁7行目から8行目の「原告の事業を行う」を「子供がサッカーやキャンプを楽しむ場所を提供する」と改める。

(8) 原判決13頁13行目の「あるから、」の次に「本件各土地の面積（1万2036㎡）がサッカー場やキャンプ場を設営するのに十分な広さであったことを考慮しても、」を加える。

2 なお、控訴人は、当審においても、本件売買契約書の買主は控訴人とされているので、仮に本件売買の買主がAであるとする、売主であるBには売買の要素である買主について誤認があることになり、売買契約は無効であるから、本件寄附も無効となる旨主張する。

しかし、原判決を補正の上引用して説示したとおり、本件の事実関係の下で、本件売買の売主であるBは、買主が控訴人であるか控訴人の代表者であるA個人であるかについて格別の関心を抱いていなかったと考えられるから、Bにおいて買主について誤認があるとは認められない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

3 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 木納 敏和

裁判官 和久田 道雄

裁判官 真辺 朋子